第１章　計画策定に当たって

１　計画策定の背景と趣旨

柳井市（以下「本市」という。）では、平成２０年３月に柳井市地域福祉計画（以下「第Ｉ期計画」という。）を策定し、同年１２月に柳井市社会福祉協議会（以下「市社会福祉協議会」という。）が、具体的な活動計画である柳井市地域福祉活動計画を策定しました。

平成２５年３月には、本市と市社会福祉協議会が、両計画を一本化し、柳井市地域福祉計画・柳井市地域福祉活動計画第Ⅱ期（以下「第Ⅱ期計画」という。）を策定し、地域の拠点づくりや、地域での課題解決の仕組みづくりなどの取組を進めてきました。

また、平成３０年３月には、互いに助け合って自分らしくいきいきと暮らしていける社会を目指す取組を推進する「柳井市地域福祉計画・柳井市地域福祉活動計画第Ⅲ期」（以下「第Ⅲ期計画」という。）を策定し、地域福祉の充実を図ってまいりました。

現状は、一人暮らし高齢者の増加や核家族化の進行、虐待、自殺者や生活困窮者の増加、認知症高齢者や障がいのある人の権利擁護問題、さらに「８０５０問題」や「ひきこもり」の問題なども表面化し、個人や世帯が抱える問題は複雑化・複合化し、既存の支援制度や公的サービスでは対応が困難で、包括的な支援を要するケースもあります。

平成３０年４月に施行された改正社会福祉法では「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めております。しかしながら、「人生１００年時代」を迎える中、近年各地で発生する大規模災害や新型コロナウイルス感染症への対応など、私たちを取り巻く環境は日々変化しており、すべての人が健康で安心して暮らすことのできる社会をつくることが必要となっています。

こうした社会状況の変化や地域の福祉課題に的確に対応するため、「地域共生社会」の実現を踏まえ、第Ⅲ期計画の考え方を継承し、本市における地域福祉の推進に向けた「第４期柳井市地域福祉計画・柳井市地域福祉活動計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

また、本計画は、このような背景とこれまでの計画の取組や進捗状況、課題等を踏まえ、互いに支えあい、市民が自分らしく暮らすことのできるまちの実現に向けて、本市の地域福祉施策を総合的かつ効果的に推進するための指針として策定するものです。

「障がい者」の表記について

本計画では、国の法令や他の地方公共団体の条例等に基づく、制度や施設名、団体等の固有名詞を除き、「害」を「がい」と表記するか、あるいは他の言葉で表現しています。

（例）「障害者」　⇒　「障がい者」又は「障がいのある人」など

２　計画の基本理念

基本理念

共に支えあい　えがおで暮らせる　福祉のまちづくり
～支えあう　心と心で豊かな暮らし～

第Ⅲ期計画においては、市民自身(自助)や隣近所（互助)、更には地域全体（共助、公助）が、それぞれの役割を担い、まちづくりの主役になることによって、誰もが住み続けたいまちになってほしいとの地域福祉の基本的な考え方を踏襲しながら、各種の取組が行われてきました。

本計画においては、このような第Ⅲ期計画の基本理念を引き継ぎ、地域福祉の基本的な視点としながらも、社会情勢の変化や市民アンケートの意見を踏まえ、共に支えあい、孤立することなく、心をかよわせ、えがおで暮らせるまちづくりを目指し、施策を推進していきます。

支えあいの関係

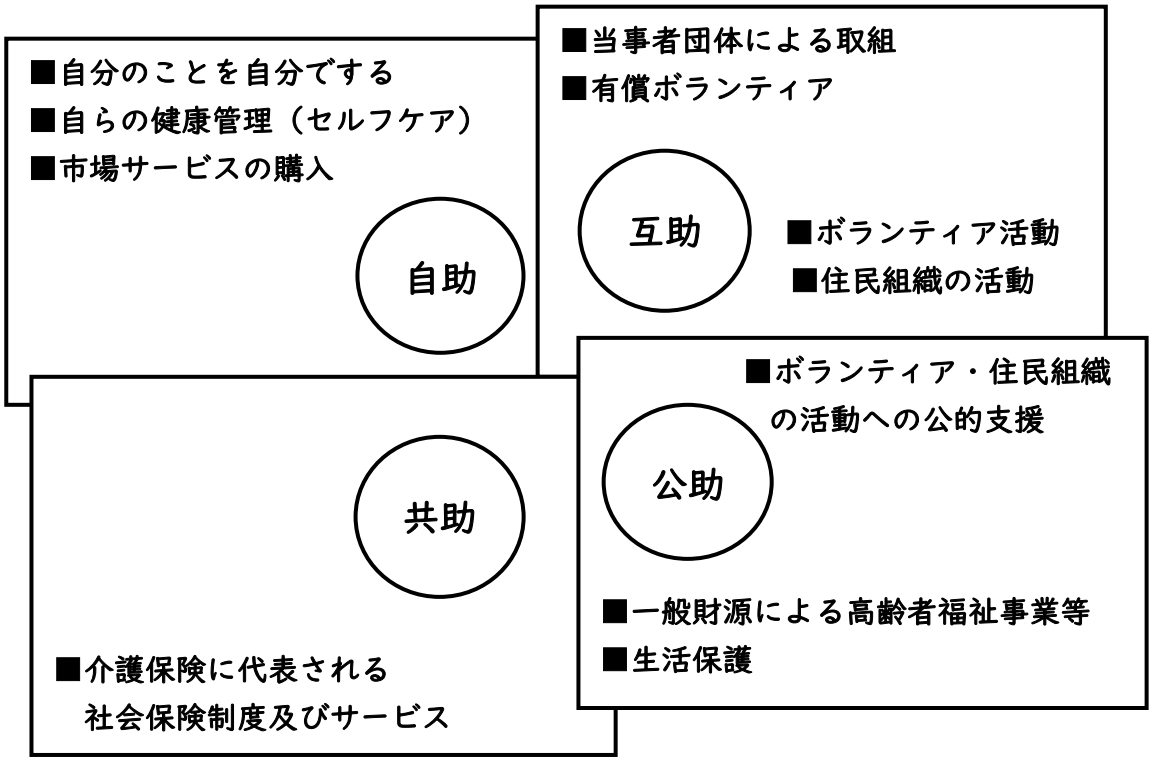

Ｈ２８「地域包括ケア研究会報告書-２０４０年に向けた挑戦-」
（三菱ＵＦＪリサーチ＆コンサルティング）から

３　計画の位置づけ

地域福祉計画は、社会福祉法第１０７条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」として策定するものです。

また、平成２９年３月に策定された本市における行政運営の最上位計画である「第２次柳井市総合計画」を踏まえた地域福祉の充実の指針となる個別計画に位置づけられます。

これまでも地域福祉を総合的に推進するための計画として、福祉分野における上位計画としての性格を有しておりましたが、平成２９年の社会福祉法の改正により、地域福祉計画の充実の中で、法的にも上位計画として位置づけられたことから、本市の福祉分野における総括的な上位計画と位置づけられました。

なお、具体的な取組は、それぞれの個別計画において施策を展開していくこととしています。

地域福祉活動計画は、社会福祉法第１０９条において「地域福祉の推進を図ることを目的に組織される団体」として位置づけられている社会福祉協議会が中心となって策定する住民の福祉に関する活動計画です。

本市が策定する「地域福祉計画」と市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」は、地域福祉を推進するという共通の目的があり、互いに補完・補強する関係が望まれているため、市民アンケートや各地区関係者との懇談会を実施し、その意見を踏まえ「地域福祉計画」においては基本的な取組の方向性を、「地域福祉活動計画」においては、本市、市社会福祉協議会、地域住民や地域・関係機関・団体それぞれの役割を示し、より一体的な計画として本計画をまとめました。

さらに、平成２８年４月の「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき、市町村が定める基本的な計画（成年後見制度利用促進基本計画）を包含する計画とします。

本計画においても、引き続き一体的に計画を策定し、共通の基本理念と基本目標のもとで総合的な地域福祉の推進を図ります。

※社会福祉法の一部改正（令和２年６月）の概要

１　地域福祉推進の理念を規定（第４条）

支援を必要とする地域住民や世帯が抱える様々な分野にわたる地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指す。

２　市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨を規定（第 106 条の 3）

・地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
・住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制
・主に市町村圏において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

３　地域福祉計画の充実（第 107 条）

市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定める。

令和２年６月の社会福祉法の改正により、市町村において「相談体制」「参加体制」「地域づくりに向けた支援」の３つの支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」が創設（令和３年４月施行）され、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築が求められています。

〇地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

ア　様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項
イ　高齢、障がい、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
ウ　制度の狭間の課題への対応の在り方
エ　生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制
オ　共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開
カ　居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方
キ　就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方
ク　自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
ケ　市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
コ　高齢者、障がい者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
サ　保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方
シ　地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
ス　地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し、解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理
セ　地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進
ソ　地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
タ　全庁的な体制整備

〇地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
〇地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
〇地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
〇包括的な支援体制の整備に関する事項

本計画は、２０１５年９月の国連サミットで採択された SDGs（Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標の略称で、２０１６年から２０３０年までの１５年間で達成を目指す１７の目標）の精神を踏まえ、持続可能なまちづくりを推進します。

SDGs には１７のゴールがあり、本計画で主に取り組むゴールは次のものです。

１ 貧困をなくそう

あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。

３ すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。

８ 働きがいも経済成長も

包摂的かつ持続可能な経済成長、及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する。

１０ 人や国の不平等をなくそう

各国内及び各国間の不平等を是正する。

１１ 住み続けられるまちづくりを

包摂的で安全かつ強靭で持続可能な都市及び人間居住を実現する。

１６ 平和と公正をすべての人に

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。

１７ パートナーシップで目標を達成しよう

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

第４期柳井市地域福祉計画・柳井市地域福祉活動計画の位置づけ

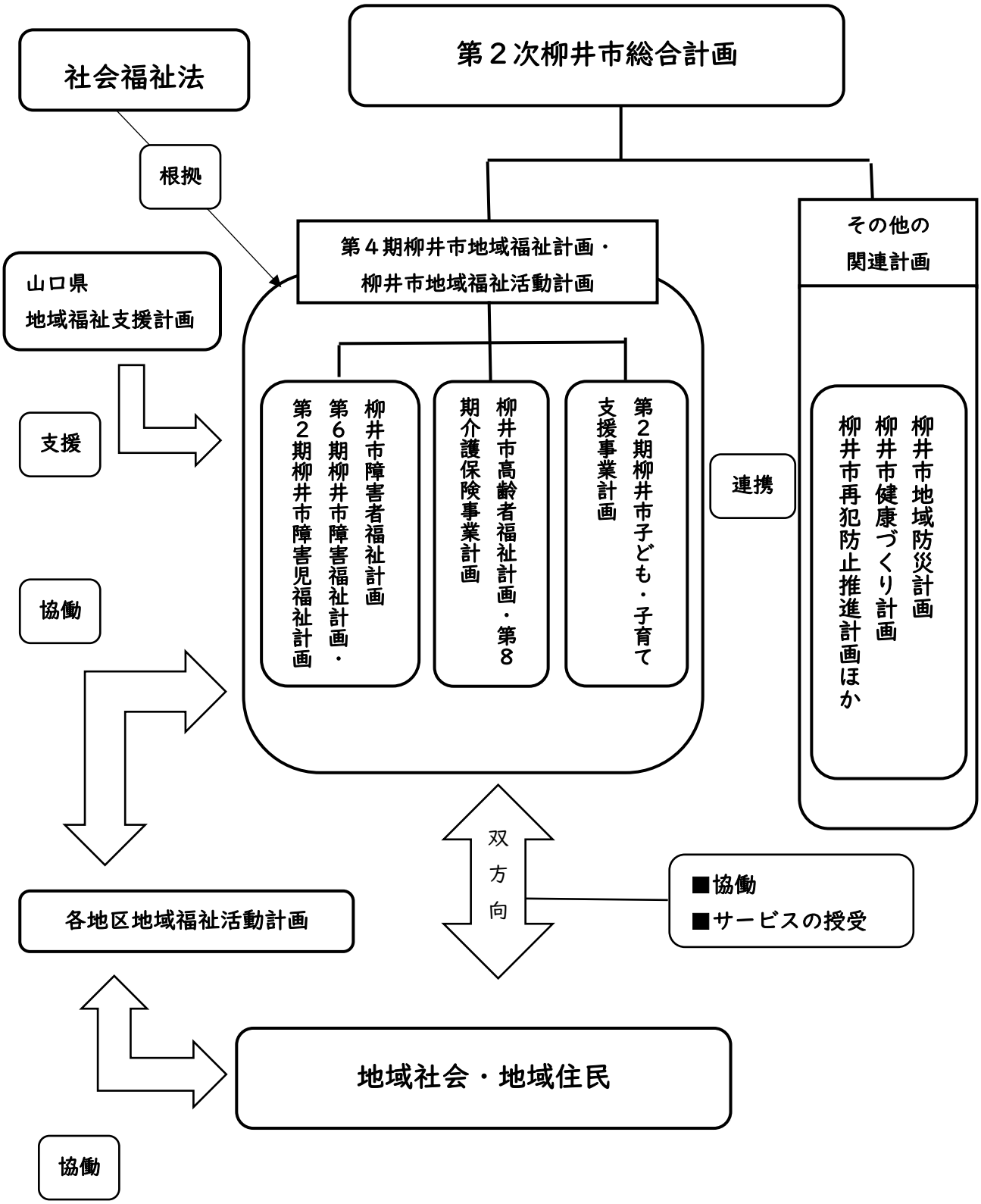

4　計画の期間

令和５年度を初年度として、令和９年度までの５か年とします。
ただし、必要に応じて見直しを行います。

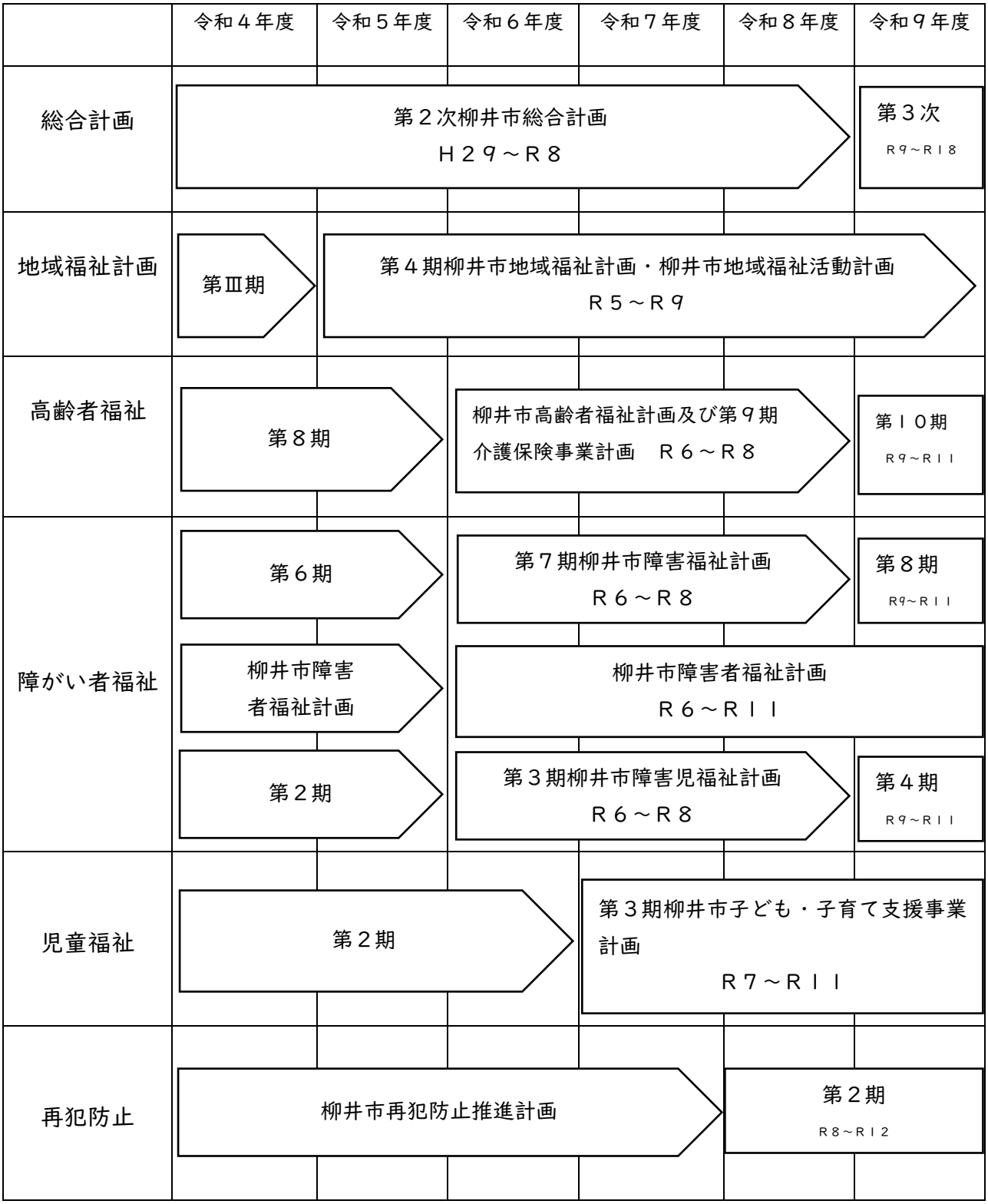

５　計画策定の体制

計画の策定に当たっては、広く市民の意見やニーズを把握し、計画に反映するために、地域福祉計画推進会議等での審議・検討、地区関係者との懇談会の開催、パブリックコメントの実施など様々な形で市民参加を図りました。

（１）柳井市地域福祉計画推進会議

本市は、保健・医療関係者や福祉・介護サービス提供事業関係者、地域福祉活動実践者、社会福祉関係団体の代表者で構成される「柳井市地域福祉計画推進会議」において、計画の内容を審議・検討しました。

（２）柳井市地域福祉活動計画策定委員会

市社会福祉協議会は、各地区で活動する方々の声を聴き、地域課題の解決に向けた方策を考えるため、市内１０地区で各地区関係者との懇談会を開催しました。

地区社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会、福祉員、社会福祉関係団体や社会福祉施設の代表者、行政職員、学識経験者で構成される「柳井市地域福祉活動計画策定委員会」において、活動計画を審議・検討しました。

（３）パブリックコメント

本計画の素案策定の段階で、市民から広く意見を募るため、令和５年１月１６日から２月１５日までの間、パブリックコメントを実施しました。

※パブリックコメントの実施結果：意見の提出者：１人　意見数：１件

６　それぞれの役割

地域には多様な課題が潜在しており、それらの課題に対応し、住み慣れた地域で支えあう地域づくりを実現するには、行政だけでなく住民、関係団体、社会福祉事業者がそれぞれの役割を認識した上で協働し、個々の状況に応じて横断的に福祉サービスを展開することが大切です。

計画の推進に当たって、地域福祉を担う主体が相互に連携を図る必要があります。

（１）個人及び家庭の役割

「自助」の意識を前提に、一人ひとりが地域福祉に対する意識や理解を深め、地域を構成員する一員であることを自覚することが大切です。地域の活動の担い手として、「互助」の意識を高揚させ、ボランティアなどの地域活動に積極的かつ主体的に参画することを期待しています。特に、定年退職された世代は、現役時代に培った知識や経験を活かす大切な地域活動の担い手として期待しています。

（２）地域団体の役割

コミュニティ協議会、自治会などの地域団体には、相互扶助を基本としつつ、会員に交流の場の提供、地区社会福祉協議会での活動やボランティア活動への参加などを通じて、地域の課題に対して、互いに連携を深めながら、課題解決や改善に向けた活動を進めていかれることを期待しています。

（３）地区社会福祉協議会の役割

地区社会福祉協議会には、意見交換会の開催や地区の地域福祉活動計画の策定を地域住民や関係団体などと連携し、地域福祉の推進役と調整役となることを期待しています。

（４）民間団体、企業などの役割

民間団体や企業などには、住民一人ひとりの生活課題やニーズに即した良質なサービスの提供及び地域の一員として住民と共に地域の課題解決に向けた取組に参加されることを期待しています。

（５）民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員には、地域の自治会長や福祉員と協力し、地域福祉活動の中心的担い手となることを期待しています。

（６）福祉員の役割

福祉員には、地域の見守り・支援活動への参加や住民に福祉活動参加を働きかけるなど、地域福祉活動の担い手となることを期待しています。

（７）社会福祉法人の役割

社会福祉法人は、幅広い社会福祉の専門機能を有しており、福祉サービスの拠点として公益的な取組を期待しています。

（８）市社会福祉協議会の役割

市社会福祉協議会は、行政等と連携を図りながら本計画の推進役であるとともに、本計画の基本的な考え方等をもとに、具体的な行動（活動）計画を策定し、その推進に当たり市民、各種団体や市との調整役としての役割を担っています。

また、地域共生社会の実現に向けて地域住民から寄せられる多様な生活課題を受け止め解決につながる支援や地域社会からの孤立防止など、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域づくりを行っています。

（９）市の役割

市は、住民の福祉の向上を目指し、福祉施策を総合的に推進する義務と責任があります。

また、市民による「自助」や「互助」の取組を促進するため、市社会福祉協議会や保健・医療・福祉関連機関、ボランティア団体等と相互に連携・協力し、市民のニーズの把握や次代の福祉を見据えた教育・啓発活動に努める必要があります。

さらに、市社会福祉協議会とはともに計画の策定や進行管理など、全体の調整や評価を行っています。

（１０）国・県の役割

国は、社会福祉法の改正により、支援を必要としている住民や世帯のあらゆる課題を把握し、課題を解決するために必要な関係機関と連携して、その課題の解決を図るよう県・市へ方針を示すとともに、さらに地域共生社会の実現に向けて、社会福祉法や生活困窮者自立支援法など関連する法律の改正を進めています。

県においては、地域福祉に関する様々な情報について幅広く収集し、整理しながら一体的な提供に努め、市が主体的に地域の特性を踏まえたきめ細かなサービスを提供できるよう、積極的に専門的・技術的な指導・助言などを行い、支援しています。